

第 2 9 回
道州制ビジョン懇談会

平成 2 1 年 3 月 2 日 (月)

内閣官房 副長官補室 (道州制ビジョン)

午後 5時00分開会

○江口座長 それでは、ただいまから道州制ビジョン懇談会の第29回会合を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

まず、岡本政務官からごあいさつをお話をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○岡本政務官 本日は大変お忙しい中、道州制ビジョン懇談会にご出席いただき、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

先日、道州制ビジョン懇談会集中審議における論点整理をいただきました。中身を見せていただきましたが、非常に多岐にわたる論点に言及されており、委員各位におかれましては、年末の大変お忙しい中、集中審議に連日ご参加いただき、本当にお疲れさまでございました。

今後は、この論点整理を参考にしながら、道州制基本法の骨子となるべき事項を中心に議論がされるものと思いますが、今後とも多くの委員のご参加をいただきながら、活発なご議論をいただくよう期待しておりますので、どうかよろしくお願いたします。

ありがとうございました。

○江口座長 ありがとうございました。

それでは、早速ですが、議事の1番目は、北海道での「道州制シンポジウム」の開催結果につきまして、近藤委員よりご説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○近藤委員 北海道経済連合会の近藤でございます。よろしくお願いたします。

今般、2月12日に札幌におきまして開催いたしました「道州制シンポジウム」につきまして、詳細な内容につきましては、別添の資料を後ほど見ていただければと思いますが、私からはその概要について報告をさせていただきたいと思います。

当日は、江口座長に札幌にお見えいただきまして、経済界、道市町村の関係者を中心に、会場がほぼ満席となる約350名参加をいただきまして、開催をいたしました。

参加者には、市町村の首長さん、副市町村長の方々、約60名の参加をいただくなど、基礎自治体における道州制に対する関心の高さがうかがえた次第でございます。

シンポジウムは、初めに江口座長から「これからの北海道」と題し、基調講演をいただきまして、道州制のトップランナーとして、北海道が我が国の道州制の具体化をリードすることなどの提案、そしてさらには日本の食料基地として、農業を中心とした産業の活性化を図るべきだというお話などをいただいたところでございます。

その後、基調講演に続きましてパネルディスカッションがございました。その内容を若干お話しいたしますと、道州制を北海道において推進する際の留意点、特に基礎自治体のあり方の意見交換を中心としたパネルディスカッションを行いました。パネラーには、江口座長、高橋北海道知事、そして医療、道路管理などの分野において、地域連携を実践、

推進しております北海道の奈井江町の北町長、そして経済界から私が参加して、4名で行いました。

北海道においては、広大過疎という地理的な要因、そして財政力指数が0.2以下の市町村が全体の3分の1に及ぶなど、財政的な問題もあることから、市町村合併が進まず、市町村の数の上でも日本平均で45%減のところ、北海道は15%減しか進んでおらず、今後どのようにして基礎自治体の基盤強化を図るかが、非常に大きな課題となっており、この点に関しまして、道州制の議論が、国と広域自治体、道州との関係のみで進んでいるくらいがある、もっと基礎自治体のあり方についての議論が必要であるとの意見があり、そのような観点から、パネラーからは、基礎自治体が力をつけなければ、道州制がどんな形になろうと成立しない。基礎自治体の形態は必ずしも画一的なものである必要はなく、各基礎自治体の地域の特性とか、行財政能力、人口とか面積などに応じて、今後のあり方を検討すべきだという意見がございました。

その際、北海道においては、道と市町村の役割分担、市町村への道からの支援機能など、北海道の特性に応じた工夫が必要でないのかという意見も出てございます。

また、定住自立権構想のように、近隣市町村において、お互いに持ち合わせている資源、財源を共同で使って、周辺市町村との広域連携を積み重ねていながら、地域力をつけていって、そしてその先に、住民合意のもとに合併がある。時間はかかっても、このような方策が北海道方式ではないのかなという意見が出されてございます。

これ以外にも、道州制の移行までには、やはり国、北海道による社会インフラの一定水準までの整備が必要です。例えば高速道路でいいますと、北海道の場合は国の計画の44%しか達成されてございません。北海道を除いた全国では71%で、依然として開きがあります。私もはともかくともかく幹線道路はは何かしなければならぬという思いがあり、ここは道州制に移行されるまでには、何としても整備していただきたいと思っております。

また、道州制を推進するためには、基本法と申しますか、何か法律が必要ではないのか、そして、その法律に大方針かつ総合工程が組み込まれていることが必要です。そして関係官庁も本気になって具体化に取り組むという時期に来ているのではないのかという意見も出てございます。

更に、現在、北海道だけが道州制の特区の提案権が認められており、中身が非常に小粒過ぎるというような意見もあるわけでございますけれども、今後、この特区法というものの提案実現の突破口、起爆剤となるためにも、やはり広域連合や、例えば九州さん等の他のブロックにも、こういった提案権が認めてもらえるような、そんな法改正もあっていいのではないかなという意見も出てございます。

報告は以上でございますけれども、北海道経済連合会といたしましても、今後も道州制を展望した基礎自治体のあり方について、検討して行くことを考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○江口座長 どうもありがとうございました。

近藤委員を初め北海道の関係の皆様におかれましては、大変お忙しい中、非常に盛大なシンポジウムの開催にご尽力いただきまして、本当にありがとうございました。私も、出席させていただいたわけでありますけれども、あんなにたくさんの方々にお集まりいただいているとは思いませんでしたので、非常に関心の高さと、また多くの人たちの期待を感じた次第です。残る中部、北陸、関西の3ブロックにおかれましても、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、前回、芦塚委員にご報告いただいておりますが、宮崎でのシンポジウムの開催について、報告書の確報を資料2として配布しておりますので、ごらんいただければありがたいと思ひます。

芦塚委員、何かつけ加えますか。

○芦塚委員 先月ご報告差し上げました内容に少し追加し、中身について触れている程度でございます。

○江口座長 資料2ですね。

○芦塚委員 あらためてで恐縮でございますが、資料2について簡単に申し上げます。江口座長と東国原宮崎県知事との対談ということで、道州制論議を行っていただきましたがこのシンポジウムに559名が参加されました。お話が大変おもしろく、興味を引く内容でございます。参加者の皆様の反応が非常によく、道州制に対して理解も深まり、大勢が道州制をやるべしという意見に変わったようであります。

簡単ですが、以上でございます。

○江口座長 ありがとうございます。

また、お手元に資料3をお配りしておりますが、平成21年度においても、引き続きこれまでと同様に道州制シンポジウムを開催していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

さらに、1月31日には宇都宮におきまして、道州制を議題として、麻生内閣の国民対話が開催されました。お手元の資料4として、概要を配布させていただいておりますが、国民からさまざまな意見が寄せられております。これにつきましては、ビジョン懇が展開しているのとは違ひまして、内閣の国民対話という形で開催をされています。資料4、ここで鳩山大臣が出席され、話をされて、会場から主な意見、参加者は118名とそこに書いてございます。

会場からの主な意見として、道州制になると格差が生じ、国家意識も低下するのではないか。それから、国民は快適で安全・安心な社会を国に求めており、それが将来も十分に保障される制度をつくることは国の役割だと考える。それを達成するための国の形を論じるべきである。国が、基本法に関する立法を行うならば、道州はそれ以外の立法を行うことができるかと明確にするべきではないかとか、地制調の区割り例が出ているが、栃木に住

んでいると、新潟と一緒にできるのか、埼玉は北関東なのかなど、いろいろ疑問に感じる部分がある。現在、どのような区割りが議論されているのかとか、あるいはまた、道州はこのような役割を担うので、道州という新たな区域においても、地域としては自治が可能なのだという議論を進めていただきたい。道州制の議論の際には、州都だけが栄えるのではなく、全体的に各地域が発展するような方策をとらないと、道州制に賛成する人はなかなかふえないのではないかと。こんな意見が出されたようでございます。

一応ご参考までにご報告させていただきました。

それでは、議事の3番目、道州制ビジョン懇談会集中審議における論点整理（報告）についてでございます。

前回の本懇談会などでいただいた皆様からのご意見をもとに整理をいたしまして、お手元の資料4のとおり、先日、岡本政務官にお届けしました。また、2月23日に開催された区割り基本方針検討専門委員会でも、本報告書を用いて親会の議論の状況をお伝えしたところであり、あす開催される税財政委員会でも同様にお伝えしようと考えております。

本懇談会としても、今後は、この論点整理を参考にしながら、道州制基本法の骨子となるべき事項を中心に、議論を進めてまいりたいと思っております。

また、前回、工程表づくりに関する委員会の設置についてお話がございましたけれども、前回の懇談会終了後、座長としていろいろと検討いたしてまいりましたけれども、ビジョン懇談会及び道州制協議会委員の皆様のご関心も非常に大きいテーマでありますので、私としては、工程表づくりはこの場で、すなわち親会のほうで引き続き議論を進めていきたいというふうに考えております。

また、地方分権改革推進委員会との合同会議についても、前回お話が出ましたけれども、地方分権改革推進委員会の日程も大変厳しいということでした。丹羽委員長とは、分権型社会、地域主権型社会の実現を目指す点で、同じ方向の議論をしているということとを1月19日の懇談時に、事前に考え方は双方わかっていたわけではありますが、確認いたしました。確認済みということでもありますし、私としても特段の対応の必要はないと判断をいたしました。したがって、私としては、今後の委員会の動きも見ながら、必要があればまた対応することにしたというふうに考えております。

それでは、論点整理（報告）などをもとに、道州制基本法の骨子となるべき事項について、どういう項目を入れたらいいのかということについて、ご意見のある方は適宜ご発言いただければというふうに思います。私の個人的な意見では、ここで道州制基本法案を策定するというのもいかなものかと。道州制基本法の骨子案というか、基本法にはこういうふうな項目を入れるべきだというような、そういう要望を懇談会としてまとめておくと。工程表についてもそうですけれども、そういう形でまとめ、来年の3月31日の最終報告で報告をしたいというふうに思っております。

そういうようなことで、道州制基本法の骨子となるべき事項等について、ご意見のある方は適宜ご発言をいただければ、今後の議論、あるいはまた骨子案をまとめる上において、

大変参考になりますので、どうぞ随時ご発言をいただきたいと思います。

ご発言がなければ終わりたいと思いますが、そんなことはないと思います。いろいろご意見いただければと思いますので、どうぞ。

○堺屋委員 ちょっと私、途中退席させていただきますので、最初にお話しさせていただきたいと思います。

まず、この発言趣旨、論点の5でございしますが、道州制における税財政制度、これはあした分科会がありますので、その席でもう一度申し上げたいと思いますが、いろいろ研究いたしますと、2つの問題、これが最大の課題だと思います。1つは、東京の扱いなんです。東京をどこかの道州の一部にするか、または独立の道州にして、同じ税制を適用するといったしますと、東京だけが非常に財政が豊かになる、あるいは東京を抱えた南関東とか何とかが豊かになる。したがって、東京には特別の税財政を課す。つまり、東京での税収は国と一体になるという仕掛けにしないと、格差が非常に大きくなってしまうという問題がありますので、東京の取り扱いが、東京23区、もしくは東京の荒川以西の19区の扱いが非常に重要ではないかという感じがいたします。税財政はそれを前提としないと、なかなか公正には成り立ちません。

第2番目は、国債、国の債務の扱いです。これは、ずっと財務省が言い続けている最大の論点なんです、これについて明確な答えが出ないと、恐らく日本の国債が大暴落をすると、信用を失って大暴落するような事態もあり得ます。したがって、国債を道州債に振りかえる。国道や河川も含めて時価で、現在の値段で道州制が買い取るというJR方式を前提としなければ、これは成り立たなくなるのではないかと。

そういたしますと、現在七百数十兆円、800兆円になりましたけれども、このうちの半分近くは道州制に、道州債に振りかえる。この2つを前提としないことには、この議論は空論になってしまうと思います。

以上の2点を前提といたしますと、まず第1に、次の基準によって税財政を考える必要があると思います。

第1は、座長がおっしゃる地域主権型道州制で、国と二段階、基礎自治体と道州の2段階の自治制と。これは国は、自治には関与しないという前提で組み立てる。したがって、税財政は3つ、国の国税と道州税と基礎自治体税の3つになるということでありませう。

その税の配分については、まず第1には、均衡原則、各道州の税収、財政力がなるべく均衡になるということを第一の原則としてとらなければいけない。

2番目には、振興原則、各道州及び基礎自治体が産業、文化の振興に努めれば、それだけ財政が豊かになると、こういう仕組みにしなければいけない。かつて、自治体が一自治体に任すと、特に基礎自治体に任すと、職員給与ばかりが上がるという自体がありました。世間では、道州制になって、基礎自治体や道州が権限を持つと、職員ばかり値上げするだろうという、どんどん増税になるというのは、非常に多いんですね。だから、その点は振興原則で、現在は、固定資産税だけが入るものですから、大きな固定資産税のあるものは

入れるけれども、サービス業などは余り入れたがらないという現象がありますので、この振興原則を入れなきゃいけない。

3番目には、独立原則でございまして、各道州が独立できる程度の規模を持つ必要がある。これ、だんだん聞いておりますと、うちだけ別というのが各地から出てまいりまして、この規模の問題が無視されるところがあります。例えば、大都市は独立の自治体にしてくれとかというような話もありますが、プレーメンなんていうのはそれをやっているようでもありますけれども、なかなか独立ができないから、一定の規模を持つようにする。

5番目は水平原則でございまして、まず配分をするとき、調整税を配分をするときには、年齢別凸型配分にするというのは、0歳から5歳、5歳から10歳、それから70歳から75歳とか、両側に配分を多くして、真ん中の働ける年齢の人の配分を少なくする。これは、現在は逆でございまして、働ける人は担税力がありますから、そちらのほうが有利になる仕掛けになっていますが、調整に当たっては、真ん中がへっこむ凹型配分という仕掛けを取り入れる。そういうことで、人口比例で配分すると、かなり公平になるのではないかと。

もう一つは、環境配分でございまして、今排出権などが言われておりますが、排出権、水源権、それから国の施設を引き受ける、これは主として基地や国際空港でございまして、そういったものを引けるところには、それ相応の利益を与えるということが必要だと思えます。

この3ページの5に書かれておる論点がございまして、この論点に加えて、そのようなことを継ぎ足しすることによって、この国30%、道州30%、基礎自治体30%、水平調整財源10%というのに近いものにする。そして、法人税は主として国に、所得税は主として道州に、そして財産税と雇用税、雇用1人について収入が上がる。たばこ、酒、その他は基礎自治体。これで、30・30・30・10の調整が整わないときには、消費税の配分をそれに近い形にする。国1、道州1、地方・基礎自治体2程度に配分をする。調整財源としては、環境問題もございまして、自動車及び燃料税を充てると、ここに書いてあるとおりでございまして、そういった原則をこの懇談会で立案して、具体的数字を研究していったらどうかと考えております。

あしたの税財政委員会にもこれは提出したいと思えます。

○江口座長 ありがとうございます。

ぜひ税財政専門委員会で、今堺屋委員がおっしゃったようなことを論議していただいて、税財政専門委員会としてまとめていただければ大変ありがたいと思えますし、そのまとまった意見を親会のほうに持ってきていただければ、また委員の先生方もいろいろとご発言できるのではないだろうか。

ただ、今堺屋委員のおっしゃったことに対して、何かコメントという……では、河内山委員、どうぞ。

○河内山委員 堺屋先生が言われましたいろいろな原則というのは、これは一つ一つ議論をしていけば、随分議論の分かれるところもある、また重要な論点だというふうに思いま

す。税財政を考える際に、言わずもがなのことですけれども、市場原理や市場経済に任せただけではうまくいかない公共材であるとか、あるいはとにもかくにも多様な地域がありますから、条件のいい地域もあれば、条件の不利な地域もある。それは、そこに住んでおられる方の責めによらない、非常な、言ってみれば外的な条件で全国各地にお住まいの人の暮らしというのはいろいろと差があるわけですね。したがって、ただいまおっしゃったような幾つかの原則に先立って、まずもって国民が負担する税というのは何のためにあるのか、あるいは公共的な仕事を担う財政というのは何のためにあるのかということについての共通認識というか、以前から話題になっておりますナショナル・ミニマムというのはどういうふうに考えるのか。あるいは、日本国というの、国が、中央政府が地域地域に住まいをする人の暮らしをどこまで保障するのかということについて、この議論が煮詰まっていけないというか、ばらばらであったんでは、この税財政の立派な原則を幾つか掲げても、やっぱりこれはどちらかというと机上の話になってしまうのではないかという思いがいたしております。

したがって、堺屋先生の問題提起は、税財政にかかわるご提案であり、非常に大事な提案だとは思いますが、その前提となります国の役割、道州の役割、基礎自治体と道州との関係、基礎自治体の財政と国の財政との関係、みんなが制度を変更したことによって、あるいは制度をこれからつくっていくことによって不幸せになるようなものを立案したところで、これはしょうがないんで、やはりナショナル・ミニマムというのどこまで、これから急速に高齢化が進む中で、何を一番日本国として大事にするのか。住まいをする、あるいは産業活動を行う方々が、伸び伸び、生き生きとやって、地域地域で発展をしていくとか、振興をしていくというのは、それを制度的に応援をする制度でなければならないという意味での振興原則は正しいと思いますが、それでもなお、先ほど東京の話をされましたけれども、逆に東京でないところの条件不利地域の問題もあるわけですから、水平的な財政調整だけで済むという話が以前からありますけれども、それではうまくいかないのではないかと。いつにかかって、この道州制というの、地域地域がより元気になっていくと同時に、どこにお住まいであろうと、その本人の責めによらない条件不利地域、あるいは条件のいい地域、このバランスがとれた国であるということについては、よくよく共通認識を持たなきゃならないのではないかと。

そういう意味では、繰り返しでありますけれども、論点で言うと、やはり大きな項目の3番の国、道州、基礎自治体の役割と権限ということについて、これを議論を詰めた上で、税財政をどう考えるかというのを議論するのが筋ではないかというふうに思います。

○江口座長 堺屋先生にお答えというか、何かあれば。

その前に、金子委員のほうからちょっと。

○金子委員 また関連の話ですが、国が何をし、道州が何をし、基礎自治体が何をすると、やるのがしっかり決まらないうちにその裏づけとなる金の計算を幾らやっても、机上の空論にしかならない。この認識は、実は自由民主党の道州制調査会のほうで、大野功統先

生が中心となった小委員会がございます。そのこのところで、余り進展しない議論がいつまでなされるので、どこかから質問が出た。その質問に対して大野先生が答えたのは、まず第二小委員会の役割分担を明確にしてもらわないと、私らの委員会の議論は進まないのですと。まことに実務家としては、私は的確な答えをやっているなという印象を持ったのであります。

実にそのことでありまして、仕事がふえれば金がふえる。仕事が減れば金は要らない。もし国に多くのことを望むならば、国に多くの財源を置かなければならない、当然のことです。ですから、堺屋先生がおっしゃったような原則については、当然ながら、小委員会の専門委員会のほうでご検討いただくとしたしまして、我々としては、そういった大原則、つまり先にやるべきものは何か。それは役割分担を明確にし、その役割をいつの時期に、どう、どの部分、何%、あるいは何割実行していくかという工程表がしっかりとできなければ、それに対して裏づけとなる財政の本当の最終の議論というものはできないだろうと、こういうふうを考えるわけです。

○堺屋委員 中間報告で、国の役割は16項目きちんとつくってございまして、そこを蒸し返し出したら、全然話にならないと思うんですね。だから、一応というか、国の役割は中間報告で明確にされている。その内容をどの程度にするかというのは、例えば国の中で生活保護は国の役割になっておりますが、その水準はどうするのか。市町村や道州が全く関係しなくていいのか。そうしたら、どんどんふえるというまた議論もありますから、それはどうするのかということもありますが、やっぱり国の役割はある段階で話を切らないと、延々と続くと思います。

同時に、財源がないとできないというのもあるんですね。役割だけを先に決めろというのと、では財源はどうするんだと必ず市町村の人は言うんですね。だから、財源はこうだと、この範囲でということと両方一遍に示さないと、国の役割ばかり議論していたら、永遠に決まらないと思いますから、やっぱり同時決定的に考えてもらいたいと思います。

○江口座長 協議会の委員の方でどなたかご発言ございませんか。

はい、どうぞ。

○芦塚委員 今おっしゃられたナショナル・ミニマムの件でございしますが、これについてはある程度決め打ちしていただきたいと思います。20兆円でございます。公的年金については我々は国の役割ではないかなと思うのですが、生活保護と公的年金と医療については役割分担を決め打ちしていただければ、概ね今のような税財政基本的考え方で、その方向性が決められるのではないのでしょうか。

それから、3・3・3・1、というのは結果的にこれに近くなるということだろうと思いますが、初めから、3・3・3・1というわけではなくて、役割分担をして割り振りをやった結果、概ねこのくらいなるという感じではないのでしょうか。

○江口座長 ありがとうございます。

そのほか、どうぞ。篠崎委員、何かどうですか、ありませんか。

○篠崎委員 私も、生活保護やナショナル・ミニマムということに関して、国の責任ということではないかとは思いますが、ただ實際上、いろいろなことをやっていくときに、国民生活がこれから小さくなる国にどこまで見えるかということがありますので、国の役割だとしても基礎自治体ですとか、道州とのかかわり方の原則は議論すべきではないかと思っています。その原則をまだ議論はしていないと思いますので、そのところは必要ではないかなと思っています。

それからあと、年金、医療保険に関しては、この間、芦塚委員のほうからいろいろ考え方を提示して、それぞれに幾らぐらいの歳出のプロポーシオンになるというお話を聞きましたので、九州モデルでございましたよね。そういうことをある程度モデルとして持ちながら、やはり医療保険なども、もう少し具体的に道州がした場合、基礎自治体にゆだねた場合、お金の部分なんですけれども、税財政面に加えて、それぞれが担った場合のメリット・デメリットを少し具体的に議論してみればと思っています。

○江口座長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 芦塚さんの意見に大体私も賛成なんですけれども、年金を含めて生活保護、医療保険をやると、社会保障費は大体25兆ぐらいですか。それをどう賄うかという話だと思うんですけれども、大事なポイントとして、やっぱり偏在性のところが議論があると思うんですね。税の偏在性です。高く、法人税なんかは例えば東京は物すごく大きくて、北海道は低いと思うんですけれども、その偏在性のところをどう考えるのかというのを確認したほうがいいと思って、つまり国税の場合は、偏在性は余り関係ないわけですよ、国にみんな上がっちゃうわけですから、偏在してようが、何だろうが、最終的に国の財布に一つにまとまるから国税はそれでいいと思うんですけれども、道州税の場合は、偏在するとそれは、この残りの調整どうしてくれるんですかという話が必ず出る。

したがって、堺屋さんのさっきおっしゃった話で、法人税は、これは偏在性が高いということで、自動的に国税になるなど。それから、所得税も恐らく高いので、これも国税になるなど。そうすると、消費税ですね、問題はやっぱり。消費税も偏在性はありますけれども、法人税、所得税に比べれば偏在度が少ないということだと思うんです。そのあたりのデータは、財務省なり、総務省なりで十分お持ちで、例えば全部消費税を地方にした場合、偏在性はどのくらいになるのと。あるいは、法人税を全部道州税にした場合、偏在はどのくらいになるのというのは、ちょっとシミュレーションすれば出てくる話だと思うんです。必要に応じてその辺の知恵もいただいて、検討すればいいんじゃないかなと思いますけれども、結論的に言うと、私はイメージ的には法人税と所得税は国税に、消費税の相当部分は地方にと、道州税にというイメージで、その辺は芦塚さんのところと一緒になんですということです。

○江口座長 きょう、ここでどんだんご意見言っていていただければ、あしたの税財政専門委員会のほうへ報告、あるいはまた親会のほうではこういう意見が出ているというようなことで知らせることもできますので、どんだんおっしゃっていただいて。

○長谷川委員　ちなみに、今のをもう一つつけ加えると、私の知る限り、財務省の財政制度等審議会で一週シミュレーションをやって、頭の体操で消費税を主体にした場合、法人税を主体にした場合というのを、地方自治の主計官のところでまとめたデータなんかもあるんですね。だから、そういうのも、これはインターネットに載っているはずですから、結構議論のたたき台にはなるんじゃないかなと思います。

○江口座長　ありがとうございます。

佐々木委員、いかがでしょう。

○佐々木委員　ありがとうございます。

今まで地域協議会のメンバーお二方ご発言がありましたけれども、私も同じような感じを持っております。

それから、先ほどの役割のところ、確かに中間取りまとめでは、具体的にある程度16項目という提言はされていますけれども、やっぱりちょっと、例えば国家的プロジェクトという名前にくられたあたりは、何を指しているのかというのはわからないところがあったり、結構具体的に何を指しているかというのが見えないものの中にはあるように私は思いますので、やはりそういうところの議論というか、それはきちっと詰めていく必要があるだろうと。蒸し返す必要は全くありませんけれども、やっぱりあれをもう少し具体的なものに置きかえていくということは、やるべきじゃないかなと思っております。

以上です。

○江口座長　ありがとうございます。

鎌田委員、どうですか。

○鎌田委員　分権のことをごちゃごちゃ言うつもりはないんですけれども、今分権改革推進委員会でも、例えば道路とか河川の権限移譲を県に、地方にというときに、県のほうから、地方からは財源はどうなんだというふうにやっぱり出てきちゃうんですね。地方の側の関心で言うと、税財政の仕組みがどうなるのかなというふうに、そこに関心が行かざるを得ないような、今までそういう意味では自由に集めて使えるという、そういう場面を経験したことがないがゆえに、どうしてもそういうふうになってしまうという実情があるということを理解しながら、やっぱり議論をしていったほうがいいのかというふうに考えています。

ただ、そうは言っても、まずやっぱり3・3・3・1がありきじゃなくて、やっぱり国と道州、国と地方で、どういう仕事をどこがどういうふうに担うんだという、その整理というのがやっぱり必要なんじゃないのかなという感じがしています。

それと、それに関連してですけれども、16項目がどうのこうのというのをここで改めて細々と蒸し返すつもりはないんですけれども、やっぱり国民の関心から言えば、こんな経済危機みたいなときが起きたときに、では国はどういうことをやるのかなと、そのための財源というのは確保されているのかなということに、やっぱり関心はいくんだらうと思うんですね。そういう意味では、やはり国と地方の役割のところを、権限に絡めて

やっぱり整理すると。

それからもう一つは、いろいろシミュレーション、ほかのところでもやったりされているし、九州のほうでは、かなり立ち入って調べたりされているところがありますけれども、この場でも、全部じゃなくてもいいんですけれども、例えば社会保障の関係だったり、そのあたりのほうがむしろ一番ナショナル・ミニマムとの関連で言えば大きいのかもかもしれませんけれども、やっぱり国民の関心がありそうな幾つかの分野を選んで、ほかのいろいろな審議会なんかのシミュレーションも借りながら、ケーススタディーをしてみる。頭の体操かもしれませんけれども、やっぱり具体的にシミュレーションしてみて、その結果を国民に提示するという、そういうのを少しやってみたらどうかなというふうにちょっとコメントします。

○江口座長 ありがとうございます。

宮島委員、いかがでしょうか。

○宮島委員 国民の視点からなんですけれども、やっぱりこのところ、経済の状況が悪くなる中で、道州制を進めていく上には、どこがところが一番大事かなと思うと、私はやっぱりナショナル・ミニマムをどう表現できるかということだと思います。

年金、医療、介護とよく言われますけれども、社会保障の分野で一部保育所とか、保育所の費用は一般財源化されたんですね。あれは、もともと保育所というのは、私自身もそれぞれの自治体に合った形で運営をするというのがいいとは思うんですけれども、実際に一般財源化した結果として何が起こったかということ、実際切り捨てる場所はすごく切り捨てて、もともと年金、医療や介護ほど、社会保障が大事だと言いながらも、一般の関心が少ないのが少子化の分野だと思うんですけれども、結果的に、それぞれの自治体の中で、縮小傾向に向かったところが結構あったために、今そのエリアの社会保障の人たちは、地方分権ですとか、道州制というものに物すごくネガティブな印象を持っているんですね。

本来は、もともと自分たちが自由にやりたい、自分たちの、地方によって本当に状況が違うので、自分たちでやるのが一番いいと思っていた人たちでさえも、今、市町村に対する信頼が一気になくなって、こうやって一般財源化されれば、結果的には声の小さい分野は、大事であっても切り捨てられてしまうんだというような印象を持って、むしろ地方分権に反対の方向に気持ち動いている方々が最近に目につくなというふうに思っています。

なので、同じナショナル・ミニマムを守るということをどういう表現の仕方を出すかは非常に難しいんですけれども、一般の国民の人たちが多分一番注目して見ているのは、今国全体としてのセーフティネットのところだと思うので、そこに関しては、やっぱりあらゆる方も含めて、十分な議論とちゃんとした説明ができる形というのを整えないと、国民に打ち出せないんじゃないかなというふうに思っています。

○江口座長 ありがとうございます。

○河内山委員 今の一般財源化の話です。

宮島委員もご承知だと思いますが、なぜそういうふうになったのかというのは、これは保育行政とか、少子化対策に対する姿勢云々という話もちろんゼロではないですが、ちょうど一般財源化をされたこのさなかというか、まさに三位一体改革の弊害なんですね。補助金をやめて一般財源化する、補助金をやめて地方に税源移譲する。三位一体改革の中で、4.7兆円の補助金をやめて、3兆円の税源移譲がされたんですね。と同時に、これは景気の問題だとか、さまざまな問題、要素がかかわりますが、5.1兆円ほど地方交付税が減ったんです。そういう中で言いますと、やっぱり地方はやりたくても、特にことしはちょっと別ですけども、昨年まではまことに予算編成しようにも組めない。ことしは、今度はいわゆる法人関係税が減って、今度は組めないという事情がまた別に出てきましたけれども、昨年までの状況で言うと、少子化対策がどこの自治体も最重要課題であると言いながらも、三位一体改革の弊害というか、うまくちょうどの時期に使えるお金が激減したということもありまして、その辺は加味して、まさに税財政の制度をどう組み立てていくかということ、足らないような税財政の制度をつくったら、今みたいな問題が起こる。したがって、役割分担を決めて、だれが市長だろうと、だれが道州の知事だろうと、やらなければいけないのはこれとこれだと。これはこうなんだということを決めて、それはどうやって財源保障するかということは、よく制度設計しないといけないという、逆に悪いほうのお手本だというふうに思っていたきたいというふうに思います。

○江口座長 どうもありがとうございました。

どうぞ、長谷川委員。

○長谷川委員 今、セーフティネットのところにかかわると思うんですけども、結局、ちょっと別な言い方をすると、所得再分配ですよ。それをどこが担うのか、この話が水平だの、垂直だのいろいろあるんだけど、そろそろ集約して、ああでもない、こうでもないと言うよりは、議論を前に進めるために、所得再分配をだれが担うのか、この話を詰めたいかと思うんです。そのときに、所得再分配は国が決めるんです。国が、あなたのところ足らないからこれだけあげるよというふうに決めるのか、それとも例えば10の道州があったときに、10の道州の代表と国が議論して、いわばそこで決議をとって、多数決かどうか知りませんが、その決め方を決めて、それで所得再分配を担っていくのだと。そうすると、やや水平的なイメージが強くなっていくけど、国が決めるんだといたら、これは垂直的にむしろ強くなりますよね。だから、その辺の議論をする必要があるのではないかと。その所得再分配の程度が、さっき言った税目のところで、法人税を例えば道州に渡してしまったら、これは所得再分配が物すごく大きくなるわけですよ。当然、国の機能が大きくなると思います。逆に偏在度の物すごい少ないものを道州税にすれば、所得再分配の役割はちょっと少なくて済むということになるので、その辺の議論を皆さんの感じも聞きたいなと。

○江口座長 福田委員、いかがですか。

○福田委員 そのところは私もよくまだ理解が進んでいないので、少し変わった角度か

らちょっと意見を申し上げたい。来年の3月にこれは取りまとめなきゃいけないんで、あとちょうど1年に迫っているわけですね。そういう中でチキン・オア・エッグみたいな議論をやっていいのかなという感じがするんですね。早晩着手しなければならないということが一方においてある、スケジュール的にですね。

そうであることと、もう一つ、我々はいろんな方と共催によって道州制シンポジウムを開催している。にもかかわらず、参加者の理解はある程度進みつつありますけれども、一般市民の方々の理解がもう全然進んでない、と。そのところを、自分なりに分析してみますと、道州制の議論、あるいは分権の議論が極めて抽象的で分かりにくい部分もあるとは思いますが、税金といったような市民に直接かかわる話、あるいは区割りといったように分かりやすい話が、早晩出てこなきゃいけないんです。けれども、こういうこともちゃんと絡ませながら事を進めていかない、と。

スケジュール的には、進めていっていると、やっぱりさっき長谷川委員がおっしゃったように、「このところを結局どうするんだ」ということで、戻ってきて議論するというプロセスも出てきますので、そのところは是非是非必要だというふうに、そういうスケジュール感も要る、と。

現下の世界同時不況と政治的混迷の中で、ご承知のように地方の疲弊と衰退というのは加速度を増しておるわけでございますけれども、道州制というのは「国のかたち」を変える大変革だとは承知しておりますけれども、このテンポでは道州制が導入される前に地方がへたってしまうじゃないかという危機感を非常に持っております。

そういうことも思いながら、ちょっとこれとは別のことを、後で私の方から意見と提案をさせていただきたいと思っています。

○江口座長 ありがとうございます。

山下委員、どうですか。

○山下委員 これまで幾つか論点が出てると思うんですけど、きょう、まずその役割分担を先に組まなきゃ税源とか財源の話できないのかという点については、私は両にらみで両方とも並行でやったらいいのではないかな、そのほうが具体的なイメージがわいてくると感じがいたします。ですから、役割分担がしっかり決まらないと税財源の問題に踏み込めないというのは、ちょっとどんなもんかなという感じがいたします。

それから、税源分担3・3・3・1という割合、結果的にそうなるんでしょうけども、私はその数値というよりは、むしろ調整の仕組みということが非常に大切ではないかというふうに思います。やはり中立性あるいは公平性を持った調整の仕組み、特に規模の小さい道州になると声も小さくなると思いますので、そういうところの声が十分に反映されるような、そういう公平な調整の仕組み、これをつくるのが非常に大事ではないかなと。

それとの関連で、先ほどの堺屋先生のお話の中に独立の原則といいますか、規模の問題が出ておりましたけれども、独立できる規模というのはそれなりに大切だと思いますけれども、やはり道州制を成り立たせるためには、まず住民の帰属意識とか文化とか一体感、

こういったものを考える必要があるのではないかなということ、その上で一定の規模ができればいいんですけども、その足りないところを調整するのがまさに財政調整の仕組みではないかなというふうに思います。

ですから、先ほども言いました調整の仕組み、これを非常に慎重に考えていただきたいというのが希望です。

○江口座長 ありがとうございます。

太田委員、いかがでしょうか。

○太田委員 違う観点から話をしたい。堺屋議員は独立原則の中で、独立のためには一定規模を持つことを言っておられます。これは原則として理解し、例外も考慮に入れるべきであると考えます。財政調整の考え方で、調整税を分配するときに年齢別であるとか、人口比例での配分、国への貢献、例えば環境であるとか、国防の問題とか、いろいろと列挙されておりましたが、これは重要なことをさらっと流しているのかなという感じを受けますね。それは何かというと、役割分担についてはまだ十分には議論されていないと思いますが、堺屋議員は16項目だと言っておられる。

そうではない、国防については国の役割ですよと言っておられるけれども、実際には国防問題で、沖縄は過重な役割分担をしているんです。そのことについて財政調整の中で国に対する貢献ということで金額で評価されることには違和感を感じます。財政調整という形で沖縄県民の理解を得ることは厳しいと言わざるをえません。もし、お金に換算するのであれば、お金は要らないので基地を分担してくれという話にもなりかねない。

こういう微妙な問題がありますので、財政調整の中で国への貢献として基地問題を論じてほしくないと考えています。

こういう話もあります、外国から見た沖縄というのは、例えばベトナムから見た沖縄はどう評価をしているかということ、ベトナム人からは沖縄は悪魔の島と、こう表現されているんですよ。それから、アフガンから何を言われているかといいますと、不沈空母と言われているんですね。外国からそういうことを言われるぐらい、沖縄は今でもいろんな国防の負担を強いられてという問題もあります。ビジョン懇ではこの問題はいっしょくたんに議論していただきたくない、留意していただきたいと思っております。

○江口座長 ありがとうございます。

近藤委員、いかがですか。

○近藤委員 私は、物事を決める作業というものを行う場合には、決めなきゃならないことがいろいろあって、それを同時に決めることは難しいと思います。したがって、この場合特に必要なことは、やはり役割分担をある程度きちっとフィックスして、その上でその次に財源、税源の話があって、そしてまた、なかなか最初に決めた役割分担というものに現実性がなければまたフィードバックして、だんだん調整しながら仕上げていくというのが一般的な物事の決め方じゃないかと思います。私が道州制の過去のいろんな議論を見ている限りにおきまして、何か一点定まるところがないので、どこが固定されているのか、

どこをフィックスしながら議論しているのかということがまったく見えない。したがって、私は、まずは間違いないところは、地域主権型社会をつかっていこうということはどうも間違いないみたいです。そのことを前提にして、役割分担というのはいかにあるべきか。私は16項目はほぼおさまるところだろうと思います。しかしながら、これには何の拘束力もない。私はやはり法的にまず役割分担というものを、まず間違いなくこれは国だろう、間違いなく地方だろう、というところについて早めに法的な決定をすべきだと思うんです。もちろん、その境目にあるものについては、ある程度その先自由に動けるような尤度を持たせた法的な中身でも結構だと思うのですけれども、その上でもって財源、税源の話をし、そして少しずつ現実的なものに仕上げていくという手順で進めるべきと思ってございます。

したがって、一言結論を申せば、役割分担をまずは法的に決める。ただし、それは決定的、もう明らかなものの役割分担、明らかにこれは地方だ、明らかに国だというものは法的にきちっと縛って、明らかでないものにつきましては、いろいろな財源、税源のこともあるだろうし、そのほかいろんな条件のもとでもってどちらかに振り分けたほうがいいものも出てくると思いますので、そこは大いに国民的な議論の上決めていくということで、だんだんに全体がまとまっていくという、そういう手順でいくべきであり、その出発点はやはり、まずは基本的な役割分担を明確にするということではなかろうかと思っています。

○江口座長 どうぞ、金子委員。

○金子委員 全く今のお話に賛成で、私もそういうイメージで当初からしゃべっているんです。財政問題は一步おくれてやはり来る議論であろうと。やることは決まっていかなきゃいけない。決め方は何かっていえば、やはり少なくとも我々が答申を出したら、その次の通常国会ぐらいに基本法が出て、国はこれをやる、これは地方分だということを大きくまず二分する基本法ってものできて、地方分になったものについては適宜地方にそういう受け皿ができていったところから移していくと。こういう段階的な動きになるのが実務的じゃないかと思うんですね。

そうすると、やはり北海道のように既に特定広域団体というものに指定されているところは、大いばりで地方分と決められたものの中から必要部分を必要な時期に引き出していくという作業が可能になってくるわけですね。

それをやりながら、しかしながら実験してみたらどうもぐあいが悪い、国にお返ししますということが当然あっていいわけだし、そういうピストン運動、実務としてのピストン運動をやりながら、徐々に道州のイメージに近づいていくと。その期間が10年だろうというふうに考えるわけで、全く近藤委員のおっしゃることに賛成でございます。

○江口座長 ありがとうございます。

ほか、ございませんか。どうぞ、芦塚委員。

○芦塚委員 冒頭に近藤会長からお話があった件については私も同感でございます。地方にいて基礎自治体はどのように位置づけされるのか、道州に任してもらえるのか、行政能力アップ施策というのは自分たちで考えてやるべきなのか、というような基本的なことを

基本法を進める場合に、ある程度整理していただくほうがいいのではないかと思います。

少し長くなりますが、ビジョン懇の中間報告をみますと、最初の基本的な考え方とところで、「基礎自治体及び道州はそれぞれ自立した権限を運用する。自立した立法と行政の権限を持ち、人材を備え財政を運営する。」とございます。これが基本的に記載されている基礎自治体と道州の関係です。

それから、役割分担のところ、「基礎自治体として、行うべき仕事は十分できない可能性がある小規模基礎自治体の対応を別途検討しなければならない。」また「政令指定都市や大都市圏域の基礎自治体のあり方についてもあわせて検討する。」と記載してございます。

それから、18ページにございますが、「自立立法権の確立」ということで、「道州及び基礎自治体の役割及び権限について、国が法律を定める場合、その内容は根幹的な事項にとどめ、具体的な内容については道州議会の定める立法にゆだねる。」とございます。

現在の基礎自治体である、各市町村長さんたちは、このビジョン懇の中間報告を見られて、今後自分たちがどういう位置づけになるのだろうか、決定権をもって地方で決めることができるのだろうか、国が中央集権的に制度も決めていくのであろうか、例えば合併しようということに指導されるのであろうか、といったようなことがご心配のようです。基礎自治体の能力アップ方策というのは、都市連合をとったりなど、いろんな方法がありますし、道州がいろいろ助けたりといった方法もあるでしょう。多様な選択肢の中で、自分たち地域がこれを検討して、これをいつごろまでに、国ともいろいろ対話もしながらできるのか、といったようなことが少し見えるようにしていただくと地方は安心するかと思います。

○江口座長 そうですね。いろいろなところで質問が出るのは基礎自治体、道州はおおよそイメージがつくと。しかし、基礎自治体がどうなるのか、どうするのか、これは国が決めるのかと。上から、いってみれば画一的に基礎自治体を決めるのかというような質問がたびたび出てくるということは事実ですね。

○芦塚委員 その基本が少し見えるように。国の役割を減じて地域が主権を持つという地域主権型の道州制については皆さんによく浸透していると思います。

○江口座長 そうですね、道州まではおわかりいただけるんですけど、基礎自治体のことについては非常に幾人か、何回かご質問いただいているんですけど、そのときに、一つの考え方ですけれども、それぞれの基礎自治体については国が決めるとかどこか線引きするとかと、そういうことではなくて、それぞれの道州それぞれが、その地域の事情もおありでしょうから、それぞれの道州で決めるというのも一つ方法かもしれないというような、質問されたときにはそういうお答えはしているんですけどね。ただ、ここでそういうことは決められていくのではないんで。

○芦塚委員 基本法の、いわゆる基本的概念のときの基礎自治体とはというところで、時間をかけてその地域の方皆さんの意見も聞いて内容を決めていきます、と言うのか言わな

いのかですね。

○江口座長 そういうことですね。これについては、協議会のそれぞれの委員の方々が中心になって、それぞれ地域地域に行って、そしていろんな提案なりというのが聞けるんだったら聞きたいと思っていますけど、ここの委員の方々だけ、特に協議会の委員の方々、基礎自治体についてのいろんなことはご意見聞いておられると思いますので、篠崎委員、どうぞ。

○篠崎委員 ちょっと芦塚委員さんがおっしゃったこと、小規模自治体の問題も私も非常に考えているんですけども、もう一方で大規模自治体の問題ですね。

こないだ名古屋、横浜、大阪がビッグ3、よりまして、大都市州というふうな研究会の報告を出しました。

○江口座長 あれ、どうですか。篠崎委員は。

○篠崎委員 私ははっきり言いまして、道州の中には大都市もあれば小都市もある。それらが一体となってその地域の中で、その地域がよくなるようにがんばっていけるのが道州制だと思っていますので、何かあんこの中だけを取り出してというのは余り賛成するのではないなど。

それからもう一つ言いますと、こういった自然環境問題がいろいろ深刻になっているときには、道州というのは、自立できるということであるのは、自立というのは中で助け合いもできる、そうであれば大都市もあれば田園があり、食料を量産できるようなところもあり、そういったところが道州の中でやはり補完しあって一つの道州として成り立っていくというふうに考えているのが私の考え方ですので、ちょっとあれはいかがなものかと思っておりますが、ただ、中部やあるいは首都圏がどうお考えかは別にしまして、やっぱり大都市に関してはどう考えるとか、小規模自治体はどんなふうにしていくというふうな基本的なコンセプトまではここで議論もすると。ただ、そこから先は各道州の提案にゆだねる部分がかかなりあっていいと。そんなふうに大きなルールを、考え方を議論すべきではないかなと。私は小規模自治体の問題も大都市の問題も同じ問題ではないかなというふうに思っております。

○江口座長 近藤委員、何かおありですか。

○近藤委員 ○近藤委員 特に北海道の場合は基礎自治体のあり方を考えれば、画一的ではなく、いろんな種類のものをしばらくの間持って進めて行かなければならないと思っております。今北海道というのは、北海道庁があって、それに14カ所の支庁、道庁の出先機関があり、支庁が他地域で言えば県に近いものなのかなと思っておりますけれども、そして基礎自治体があります。その中でどういう基礎自治体の姿が望ましいのかと考えた場合には、札幌市も含めて考えれば、札幌市をどう扱うのかという問題がございます。北海道民530万人の中で190万都市札幌市があって、他は20万都市がいくつかあるくらいです。私はどちらかというとも札幌市も一つの基礎自治体とカウントすべきでないかと思っております、というのは、周りの周辺基礎自治体と極めて多岐にわたる関係があるわけですから、それ

を札幌だけ独立というわけにはいかないのではないのかなと思います。

○江口座長 ということは、札幌市も分けるということですか。

○近藤委員 札幌市も他の基礎自治体と同じ、同列と考え、基礎自治体の一つとしてカウントするという事です。水平関係にあるのは札幌市もあるし、それとその地域の連合体、要するに広域連携された一つのエリアを一つの基礎自治体と考えるものもあるし、従来どおりの市町村が単独である場合もあるし、それとまたさらに合併してまた新たな市町村になっていくという場合もある。それはもう、それぞれのエリアの広さ、人口、財政力、それぞれに応じて何種類かできる。ただし、限りなく自立の道を皆さん歩むよう努力していただくことは必要です。そして、行く行くは一つ一つが自立できることが期待されるということかなと思っています。

○江口座長 金子委員、どうぞ。

○金子委員 大都市の問題が出てきましたので、実は東京都なんですね、やはり。ずっと敬遠してしゃべらないようにしておりましたが、いよいよクライマックスになってくるとどうしても東京の扱いというのが出てくる。それに関連して、今言った大都市3市の動きというものが、独立州を目指すという動きが出てきた。この段階ではやはり、ここにも論点を向けていかなきゃいかなのじゃないかなという気がしてきたんです。ところが、東京都ってのは実に特殊なんですね。

今度の特区推進法ができて、東京都があるおかげで南関東では特定広域団体をつくり得ないんですね、法律上。法律上つくり得ない形になっている。それでいて特定広域団体に指定されるためには、3以上の合併が前提だというふうに法律がなってますから、首都圏としてみれば、自分のできないことを法律に書かれているということに相なるわけですね。そうするとやはり、東京都ってものを特別なものとして切り離して考えていくような、特定広域団体に向けた道を選ばざるを得ないのかどうかということになってくるわけですね。

そうすると東京都は、先ほど堺屋先生もおっしゃっていましたが、いっそのこと国にしてしまえと。つまり、東京都から上がる上がりはすべて調整財源にしてしまうんだというふうなぐらいの思い切ったことも視野に入れて議論をしなきゃならないのかなと、実は思っていたところでございます。これもまた役割分担をどうするかという中の一コマだと考えております。ここで議論しなきゃいかなのじゃないかなというふうに思い出しました。

○江口座長 基礎自治体ということであれば、この中で河内山委員、おっしゃりたいことがおありじゃないかと思しますので、どうぞ。お立場上。

○河内山委員 ありがとうございます。

基礎自治体のことを考える際によくお考えをいただきたいのは、基礎自治体が最終的に担う役割で一番大事なものは、対人的なサービスというか行政。

○江口座長 対人。

○河内山委員 人に対してですね。物とか企業とかそういう、各種団体ということもある

けれども、お一人お一人という人を対象にしたサービス。例えば高齢者の問題であるとか、先ほど宮島さん言われた保育の問題であるとか、そういうことはやっぱり基礎自治体が担うべき役割なんですね。

それを十分に機能させようとしたときに、先ほど来大都市の問題が出ておりますが、どういう状況が今後大都市で起こってくるかといいますと、こないだも日本経済新聞の方から「老いる都市」という、今記事を書くのにいろいろと話を聞かせてほしいということで私もインタビューにお答えをしたんですが、大都市で今起こっていることは余りにもマスというか、人が多過ぎて対人的なサービスがうまく需要に対して供給が追いつかないというか、うまくマッチングしないという問題が起こり始めているんですね。小規模な自治体は財政的に苦しいけれども、ある意味では一つ一つの問題はケースが少ないから、高齢者福祉にしましても、小さな村で子育て支援を非常にうまくやっている村なんかあるというのは、非常にきめ細かい対応ができています。コストはかかるけれども、ある意味では非常に住んでいる方というか、市民、町民、村民からすると非常に役に立つ政府になっています。大都市は今度一挙に高齢化が進むという段階で機能が果たせないというか、ものはつくれるんだけど、ちゃんとマッチングできるサービスができるかどうかということになると疑わしい面があるわけです。

したがって、基礎自治体のあり方を考えるときに、大都市の財源をどうするかという話はあるんですけども、これはやはり基礎自治体がちゃんと機能するためには、大き過ぎるところは体制というのは少し考え直さなきゃならない。逆に小さいところのほうは、今地方制度調査会等々で議論されているように、合併の話というのは打ち止めにして、機能、役割をどういうふうな連合体で果たすかというようなことが議論されていますが、これは何とかその方向でうまくいくだろうと思いますが、道州制に移行するにせよ、しないにせよ、大都市の基礎自治体の仕事がちゃんと機能できるようにするためにはどう考えたらいいのかというのは、これは大都市は大都市でやっぱり相当真剣に考えなきゃならない。それはひょっとすると、大都市の中の分権というか、大都市の中でちゃんと、最終的には向こう三軒両隣とまではいきませんが、せめて小学校区単位でとか中学校区単位でさまざまな人的サービスがうまくマッチングできるような工夫というのは、やっぱり大都市でしていく時代じゃないかなと思います。

そういう意味では、基礎自治体がいろんな仕事を受け持つんだけど、特に対人的な福祉やなんかというものがちゃんとできるような体制と税財源というものをちゃんと保障していくということを、道州制に移行するときに明確にする。これはまさに近接性とか補完性の原理とかそんなものだと思いますが、それをちゃんとやらなければいけない。だから、よく基礎自治体の議論のときは身近な話ですから、実態をお互いにイメージしながら議論をすると、余りむちゃくちゃな話にならなくて済むんじゃないかと思います。財源の割り振りというのはまた別の問題です。

○江口座長 今河内山委員のお話で思い出したんですけど、大都市の首長さんたち、特に

都市州ということでおいでになって、いろいろお話を伺ったんですけれども、それはそれで一つのお考えだというふうに思うんですが、しかし、私が具体的に、例えば東京とか大阪でもそうですけれども、大都市でいろいろと講演をしたりとか、頼まれて、そうしていると、大都市これすべてよしというわけではなくて、むしろ東京都民の人たちが非常にこう、これから東京にこれ以上人が集まり、会社が来てどうなるんだという、このままだったら、例えば社会資本の問題もあるし、それから、犯罪の問題もあるしというような、治安ですね、治安の問題もあるし、これはもう大都市で人が集まってそれでよしよしというわけにはいかんと。かえって自分たちの福祉が損なわれるんじゃないか、今よりも損なわれるんじゃないかというような意見が東京とか、大都市の中でも特に東京都で講演する場合にはそういう意見がずっと出てきて、だから、大都市だから都市州にするということが、それが一般市民の人たちが求めているかどうかということは、私実感として、そうなのかなと思ったりするような質問にあったり、そういった意見に出会ったりしますので。

今、実は自分の、去年から今日までとか今月までとか、2月までですけど、150回ぐらいの全国での講演での実感では、都会、特に東京の人たちが心配し始めているということですね。東京の人たちのほうが熱心に、今度地域主権型道州制をやってほしいというようなことで、おもしろい現象だなというふうに思っているという、全く、今河内山委員が言われたことと同じことなんですけれども、だから大きいことはいいことではないという面もあるということは、この議論の中でしておかなければいけないことではないだろうかというふうに、今ちょっとふと思いました。

どうぞ、長谷川委員。

○長谷川委員 基礎自治体の皆さんに道州制を売るときの売り方の言い方なんですけど、ご承知のとおり、市町村、はっきり言って絶対反対ですよ。道州制について。

○河内山委員 まあ、反対とか、慎重ですね。

○長谷川委員 というか、こないだも大会やって、とにかく反対だと。

それで、その反対の理由がまさに河内山さんのおっしゃたとおりで、どうもあの人たちには1,800のやつを300ぐらいに考えているらしいと。そうすると私たちがこんなにきめ細かくやっているものがむしろ肥大化しちゃってきめが粗くなっちゃうじゃないかと。だからサービスはむしろ低下するといって、税の話もあるけれどもサービスが低下するというのが一番大きい理由で、だから道州制反対だよと、こう言ってやっているわけですね。これ、結構草の根の意見だから割と強いわけですよ。

そういうときに、道州制それでも大事だよというときに、さて、じゃ、何て言って説得するのかといたら、やっぱりここは原理原則に戻って、いや、皆さんのやっているサービスは、ぜひそのままきめ細かく続けてくださいと、でも皆さんのやれないところの部分を道州が担うという原理、補完性の原理でやっていくんですよ。それは県よりも道州がいいんじゃないですかということにとどめておいて、実はその1,800のやつを、私たちが、この道州制やろうと言っている人たちがその1,800のを本当に全部手つっこんじゃっ

て300にしちゃうんですよみたいな議論をしたら、これはもう絶対反対だとなるに決まっていますよね。だから、そこは言い方はちょっと慎重にやる必要があると思いました。

○江口座長 そうですね、長谷川委員のおっしゃるとおりだと実感しています。ですから、基礎自治体の数を300とか500とかいうふうに決め込んでしまうということが、これは逆に言うならば地域地域の事情というか、先ほど河内山委員も言われましたけれども、対人関係というのものもあるわけですから、そういうようなものを考えると、カステラを切るように、均等に切るようにこう300というか500というか、800というか、それはいいのかどうかというのはやっぱり、これはその地域地域によって事情が違うんじゃないかと思しますので、地域地域に、それぞれ基礎自治体のことについてはというふうに思ったりしますが、これもうちょっとご意見いただければと思いますが。

山下委員、どうでしょう。

○山下委員 私もこの基礎自治体の問題というのは非常に、道州制にとって根源的に大きい問題じゃないかと最近特に思っているんですね。というのは、四国経済連合会で先日、3年ぶりに道州制のアンケートをとり直したら、全体の賛成の割合が7割弱ぐらいまであるんですけども、その中でやっぱり市町村がぐっと減っているんですね。特に町村が、基礎自治体の部分が非常に……。

○江口座長 ちょっとすみません。道州制についての賛成が7割あるんですか。

○山下委員 ええ、全体としては7割弱近くあります。で、市町村というふうに見るとこれが大分、3年前と比べると減っているんですね。

やはりそれは三位一体とか最近のいろんな問題がそこに集中しているということなんです。そういう状況の中で、基礎自治体については各道州の中でお考えくださいという、そういうふんわりしたプレゼンテーションで、果たして草の根的な議論が巻き起こってくるのかどうか。もうちょっと具体例、どれをとるかはご自由だけれども、例えば定住自立圏構想とかいろんなメニューがありますよという、そういう形で幾つか具体例を示すという、そこまでやったほうが親切なのか、そのほうが道州制についてもうちょっと具体的な関心呼び起こすことにつながるのか、その辺のところはちょっと私も、今の長谷川委員のご意見も伺ってなるほどと思ったんですが、一方でこのまま突き放して、基礎自治体については我々何も言いませんよと、よしなにやってくださいということで済ませられるのか。

むしろ私は今一番の問題は、国民的議論が巻き起こらないと我々悩んでいるわけですね。地元のマスコミ使ったりいろんなインタビューに応じたり、それからシンポジウムも毎年やって、そのたびに、四国でのシンポジウム、高松、松山とやりましたけれども、やっぱり基礎自治体の首長さんが一番シビアなことっておられましたね。これは座長も来ておられたからご記憶だと思うけれど。やっぱり一番の重いところはそこだと思うんですよ。そこをどう解きほぐすか。これがこのビジョン懇談会なり協議会のこれからの一つの大きなテーマではないかなという気がします。

○江口座長 おっしゃるとおりで、今、7割が道州制について賛成だと。どちらかという
と賛成ということも入っていると思いますけれども、しかし、先ほど近藤委員のほうから
でしたか、福田委員のほうからでしたか、一般国民に浸透していないという、そういうお
話もありましたけれども、それはまさに基礎自治体を語らないというか、ここで議論して
いないんで、そこまで踏み込めば非常に身近なこととして国民の人たちも受け止めてもら
えるんじゃないかと思うんですけれども、その辺のところをどうするかと、基礎自治体の
ことについてどうするかということはやっぱり……今山下委員が言われたように、ある程
度具体的イメージの基礎自治体案みたいなものをつくるか、それとも道州制にそれぞれ自
由に考えてもらうようにするというふうにするか、そのあたり、ちょっとどういうふうに
したらいいのかというところは議論していく必要があるかもしれません。

○金子委員 この基礎自治体の問題も、結局は国を2つに割って中央分と地方分にする
ということから考えると、基礎自治体も当然ながら対象に入ってくるんですね。現在国にあ
るけれども、その部分から基礎自治体に移るものも当然あるはずですね。

そういったものを、ですからメニューを棚の上に載せるように地方分と中央分というも
のを基本法ではっきり明示して、これは地方分ですよと。ただし国から地方に移すには原
則がありますよ、それはまず受け皿がしっかりしているということが第一。この受け皿を
しっかりさせるためには、その仕事に移るときにはお金も人も仕事も三位一体で移って
くるんですよと、原則をやはり基本法に書いておくという必要が出てくると思いますが、そ
ういう形で棚にメニューを上げておけば、基礎自治体も当然ながらそれに向かって動きが
出てくるのが常じゃないかと思うんですね。そういう動きをする媒介に道州制特区という、
国と地方が合同で分け合う、あるいは意見を述べ合う、あるいは基本方針をつくり合うと
いうメカニズムがあるわけですから、これを活用して今言ったような仕事をする。

だから、第一段階として国が国分と地方分というふうに分けてはっきりメニューを提示
する。そのメニューを受けるためには自分たちが受け皿をつくらなきゃいけないなとい
うところで、道州制のための広域団体みたいなものもできてくるし、現にできている基礎自
治体のほうも、あのメニューが欲しいんだがあれを受けるにはこれでいいだろうかとい
うことから、当然ながら合併も出るかもしれないし、広域連合的なものも出てくるかもし
れないし、それはそれ自体の地方の実情によってそんな動きが出てくる。それらの相乗効果
として、10年後に全国一斉に道州制を発令いたしますというふうな形に事態が動いてい
ってくれれば。そのための工程表としてのいわゆる道づけぐらいのことは、この道州制ビ
ジョン懇談会で提示しておく必要があるのではないかとということでございます。

○江口座長 今金子委員が言われたことで、芦塚委員にちょっとお尋ねしたいんですけれ
ど、九州に行って講演をすると一般市民の方が多いですけど、そういう道州制、地域主
権型道州制というような考え方は非常にいいと、自分は賛成だということを言われる方、
話を聞いていただいて、外交辞令かもしれませんが、そういう方多いんですけど、同時
に北海道が特区になっていると、それに対して九州もそれじゃ特区にしたらどうだとい

ことで、これは金子委員が以前言っておられたんで、今思い出したんですけど、九州行くと時たま、九州を道州制特区、北海道と九州と特区にすることによってというような、そんな一般の市民の方々から意見が出てきているんですけど、どうなのでしょうね。

○芦塚委員 よく座長からもお話を伺っておりますが、皆さんも九州でも特区になれば早くなるんじゃないかというような意見もあります。九州戦略会議など受け皿として検討する会議体の委員からは、まずこの道州制ビジョン懇談会で道筋をつけて、で国の政治的リーダーシップのもとに、道州制基本法なり道州制のロードマップが見えてきてから検討すべきことではないかという意見が大勢です。

北海道さんを見ておきますと、特区についていろいろと本当にご苦労されておられると思います。それを踏まえますと、我々もあまり勢いよく飛び出しても苦労するということが実感です。ですから、まずは基本法ですね。きちんとロードマップを見て、確かにこの国は地域主権型道州制に向かっていくのだと、その動きが見えればまた検討していいのではないかというご意見が多いです。

○江口座長 そうですか。北海道、どうぞ。近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 冒頭、若干その辺の話もさせていただきましたが、道州制特区法というのはなかなかしゃれたもので、うまく使えばと当初思っていましたけども、実績で申しますと、19年12月に第1回目の提案をして、これまで3回ほど国のほうに特区提案はしてございます。財源の移譲とか規制緩和に関するものを提案しています。正式に提案し、国に検討いただいているのは3年間で21件です。

○江口座長 21件国に提案したわけですね。

○近藤委員 はい、具体的に提案したものは21件ですが、検討段階のものは何百件とあります。その中で認められたのが4件ですね。

○江口座長 4件。

○近藤委員 それで、近々に恐らくOKもらえるだろうと思われているのがあと5件ございまして、21分の9になりつつあります。ただ、ほとんど財源が関係しない、大体規制緩和の類のものです。

しかしながら、こういうルールがあるからには、やっぱり道州制に至る地方分権の一つの誘い水として活用すべきだと思います。そのためには、やっぱりほかの地域と連合を組んで連合力でもって打破していかなければ、これは北海道だけではどうも前に進められない。

○江口座長 金子委員。

○金子委員 全く同情に値するわけですね。だれも周りからこう出ていかない。なぜ出ていかないかというと、現行都道府県制度の上に特区をかぶせるということで北海道が成立したわけですね。現行都道府県をやめて、おまえのところは合併しなきゃいけないんだというふうに、内地のほうは言われるものだから動きがつかない。なぜなら、どこの都道府県も合併しようなんて考えているところはない。なぜならば、増田総務大臣が知事

の時代、少なくともこの平成20年には北東北3県が合併するんだという宣言をしていたはずなんですよ。ところが、実際は今その北東北3県はどうかというと、そんな気配は全然ないというのが世の中の実情なんですね。ですから、特区推進法で合併を前提にしたということは、これは大変に反対派、つまり守旧派としては見事な防塞をしいたと。旅順港の堡壘よりもすごいのをつくったなど、こういうことなんです。ですから、早くこれを攻略しなきゃいかんということが出てくる。

もう一つは、おっしゃられましたよね、地方からどんどん提案が出てきたときにそれを門前払いするなんてとんでもない話なんで、それをやはり監視し、そして側面から応援をする機関が要るなどということになってくるわけで、そうすると現在の特区推進本部は閣員が全部なって、閣僚、いわゆる閣議メンバーが全部入っているわけですから、それに知事も入っているわけですね。その下にやはり民間主体の監視機構みたいなものを附属させる必要があるのかどうか。その検討もやはり、我々のこのビジョン懇談会の答申の中では検討しておく必要があるのじゃないかと考えるわけです。

○江口座長 ビジョン懇として、北海道応援の意見書でも出しましょうか。それはともかくとして……ああ、どうぞ、近藤委員、どうぞ先に、じゃ。

○近藤委員 基礎自治体のあり方に関して、前回のシンポジウムでも奈井江の北町長がおっしゃっていた基礎自治体のあり方の考え方について、ご紹介申し上げたらよろしいのかなと思うのですが。

○江口座長 どうぞ、どうぞ。

○近藤委員 北町長は、非常に熱心な自立的な自治体運営を目指しています。北町長は、地方行政の中で、他地域との連携を積極的に進め、具体的に申しますと、例えば介護保険制度の導入の広域連携も既に始めています。介護認定の審査というのはいちいち一つの自治体でやるのは効率的でないということで、もう既に1市5町が一つになって連合を設立して、そこで認定の審査をやって、そうするとそれだけで制度の運用に透明性ができて、また平準化、公平性というものもどんどん高まってきて、非常によろしい運営をしているわけです。病院にしても町立病院と市立病院の医療の連携協定というのを結んで、医師の相互の派遣とか、それと高度な医療については医者派遣するとかいうこともやっているし、それから道道と町道は、つながっていて一本道路になるところについては1カ所でまとめてやったらいいのではないかと。だから、町のほうにはその権限がないのですけれども、なければとりあえず委託でもいいからと道から委託を受けて、そして町が道道と一緒に一元管理するとか、そういったことをどんどん進めているわけです。

北町長は、そういう連携を組んでいる市町村とは一つの基礎自治体になってもいいのではないかと恐らく考えがあったと思います。合併の話もあったと思うのですが、住民の考えもあり早急な合併は難しかった。しかし実質行政サービスを地域が一つになって進められれば、その先に住民が合併してくれと言うときが来るかもしれない、その時合併すればいい、無理することない。いずれにしても行政サービスだけは効率的に、そして本当に

町民のためになるようなことを考えてやれば、町民はそれで満足してくれるので、他地域と連携して住民サービスを進めていけば、いずれは合併になるのだろうから、これが将来一つの基礎自治体となるのだろう、というのが北町長のお考えだと思います。

また、北町長は基礎自治体の単位というのは、医療福祉サービスが決め手になる。それが一つの圏域でもって一元的に管理できる、その最大の範囲が一つの基礎自治体になるのではないかと、というような言い方をしています。北町長は、医療福祉に関して非常にきめ細かい運営をし、そして常に関心を持って、そのサービスが限りなく平準化を目指し、それが広げられる最大の範囲のところの一つの基礎自治体になるのではないかと、自分は思うとおっしゃっていますけど私もそのとおりでないかと思っています。ご参考までご紹介させていただきました。

○江口座長 福田委員、どうぞ。

○福田委員 基礎自治体をどういうふうに描くかというところで、一番大事なところ、今まさに佳境だと思います。基礎自治体に対してどう描くかというところにつきましては、やはり「補完性の原理」、「近接性の原理」ということが基本でございますから、これに則りながら、かつその上に、河内山委員も仰られましたように、肝心の市町村の方が非常に嫌気がさしているというあたりを、どう癒していくか。それはやっぱり、何が何でも合併一本槍ではなくて、広域連携みたいなもので、機能をちゃんとシェアしていくという格好もありましょう。そういうことで、ここをきっちり、行政も、市町村、自治体の方も、「ああそうなのか」ということで納得していただくということが、やっぱり国に対する、我々ビジョン懇に対する理解ということになろうと思います。

ちょっと、話が変わるんですけども、先ほど私が冒頭言いましたシンポジウムを開き、そこには四、五百人の人が集まってくれ、かなり盛り上がる、それで、これは大成功だと思った。ところが、その熱意は参加者がそのシンポジウムの会場を出たところで切れちゃっている。いつまでたっても、茶の間の中に「こんにちは」と言って入っていきません。これが、今、全国共通している問題だと思います。

これをどうするんだということで、先ほど悩みをぶつけたわけですけども、そこでご提案でございますけれど。

○江口座長 よろしくお願ひします。

○福田委員 地方分権改革は、丹羽さんのところでやっていらっしゃいます。それから私どものビジョン懇がございます。先般、そういうお二人、丹羽さんと江口さんとお会いいただいて、リンケージしているんだよということをPRしていただきましたけれども、1つめの提案は、来年度のシンポジウムでは「地方分権改革を着実に推し進めて道州制につなげていくんだ」という点について、ビジョン懇談会と地方分権改革推進委員会とが共催するということをご提案させていただきたい。

それから、2番目は属人的になるんですけども、今や江口座長、丹羽委員長は、まさに時の人でございまして、お二人に対する認知度、関心度も非常に高まっています。同時

に、非常に熱き情熱を秘めておられて、説得力がある。こういうお二人が、一度、全国ネットのテレビ企画を組んでいただきまして、1時間半か2時間、みっちり地方分権と道州制および両者のつながりということについて熱く語っていただければ、先ほど話しました「茶の間の中に入っていけない」という我々の悩みが相当解消するのでは、と。つまり、茶の間に話題にさせていただけるということが決め手なのに、いつまでたっても、シンポジウムの会場は沸いた、ところが茶の間では「それ何？」というところから進まない。これを打破するのは、それじゃないかというふうに、今思っております。

それからついでに、もう一つ、いいですか。

○江口座長 いいえ、どうぞどうぞ。

○福田委員 これで3回目の提案なので、しつこいやつだというふうにお思いでしょうけれども、もう随分前から申し上げてることです。これはシンポジウムでも、この協議会でも同じことですが、同じ立場の者が同じ考えを同じ方向に向かって言ってみても、議論に厚みが出てまいりません。

かつて座長のほうに、首都圏の人にも一度この協議会に何らかの形で入っていただいて、別の見方から、「おまえら何言っているんだ」と、そういうご意見を賜りながら議論をやっていかなきゃ実効的なものが出てこないんじゃないか、説得力のあるものが出てこないんじゃないかということをお申し立てして、これで3回目をお願いでございます。

首都圏の代表をだれにするというのは難しいんだということをお座長仰いましたけれども、それはそこで色々割り切っていただきまして、一度、ある成果物の形ができつつあるところで、この会場へ彼らに、できればもう恒常的に入ってもらうのがいいんですけども、そこで議論を戦わせたい、と。「あなた方地方の方はそう仰るけれども、首都圏サイドから見ればそれはおかしいと思うよ」という意見があつてしかるべきだろうというふうに思っています。すみません、以上でございます。

○江口座長 ありがとうございます。

どうぞ、宮島委員。

○宮島委員 今、若干テレビの話も出たので、私がずっと、いつの段階で言おうかと思つていたところなんですけど、多分国民の人が関心をなかなか持てないのは、何というか、反対の方々との直接的なところがまだ議論にのってないからだと思うんですね。それはもちろん、基本的なビジョンがあつて、そこで反対が盛り上がってくるというのが前提ですので、基本の基本法なりを決めるところが先かもしれないなとも思つていたんですけども、どこかの段階で議論を盛り上げるためには、まさに今、不審を持っていらっしゃる市町村の方々とか、都ですとか、もしくは先ほど私申し上げました社会保障の関係の方々というのはまさに三位一体改革の失敗の例になつてしまった部分があると思うんですね。三位一体改革は権限と一緒に財源が行かなかつただけではなくて、権限そのものも行つてないようなパーツがたくさんあつて、結局お金は減つたのに決めることが自分たちでできなくなったところが圧倒的に失敗だったと思うんですけども、その失敗をやっぱり気

持ちの中で引きずっているパーツの方々というのは、なかなかこの地方分権とか道州制のほうには乗ってこれないんだろうなと思うんです。

ですので、ここのメンバーの方々には道州制大反対ということはなかなか見えにくい状態でありまして、ここでの議論というのは比較的穏便なんですけれども、もっと徹底的に反対の、今の段階のアイデアの段階ですらもう徹底的に反対の方々と、もうちょっと直接的な議論をするようになってくると、もうちょっと国民の関心が高まるのかなと、個人的に思っています。

○江口座長 それにつきまして、個人的に申し上げれば、それも私個人としてはやっています。東京大学の某先生、道州制反対の先生と公開討論をやったり、あるいはまた各大学の先生と学生の方々と公開討論したりしておりますので。そういうようなことで、おっしゃるとおり、宮島委員のおっしゃるとおり、聞いておられる方々は非常に関心、普通以上に持っていただくというのは事実ですから、そういう道州制反対の方とこれからも私は積極的に公開討論をしていきたいと思っていますけれども、ぜひ委員の皆様方もそういうことで議論をしていただきたいというふうに思います。

それから、福田委員のほうから、公開で丹羽委員長と対談するなりしたらどうかということですが、これもおっしゃるとおり、もっともだと思います。これについては検討させていただきたいと思うんですけれども、地方分権改革推進委員会のほうはもう、今改革しなきゃならないテーマがあり過ぎるくらいあるということで、連日のように委員会を開いているような様子です。何うところによると。そういうところで、そういう時間があるかどうか、そういう時間をとっていただけるかどうかというようなことを一遍投げかけながら、実現できればやってみようというふうに思っています。

○福田委員 ぜひ全国ネットで熱くやってください。

○江口座長 それから2番目に、それと全国ネットでということになればテレビということで、テレビはそれは非常に私もありがたいです。今一つ出ましたし、それから、今テレビの出演依頼が一つ二つ来ていますので、そういうようなこともあって、これからテレビでも道州制についての話を展開されていくだろうというふうに思っていますけれども、ただ、向こうからの依頼待ちでないといわゆるスポンサー料というか。そういうものを福田委員が出していただければ……。

○福田委員 内閣府の方でかしこい予算を使っていれば。大事なところは、「地方分権と道州制は本当につながっているのか」というところが、ついこないだまでは、多くの人たちはまだ疑念に思っておりました。ところが、先般江口座長とお二人がお会いになって、30分ではありましたが、「ああつながっているんだな」と一瞬みんな思ったわけです。しかし、「そこはこうこうこうでつながるんだ」ということをきっちり1時間半ぐらいで語っていただくと、「ああ、そういうつながりなら分かった」と、地方分権も道州制も両方分かっていただけるんじゃないか、と。しかも茶の間で分かっていただける。

○江口座長 そうなんですね。宮島委員、よろしくお願いします。

○宮島委員 まだ……。

○江口座長 わかりました。

福田委員からいろいろご提案いただいたことについては、いろいろ検討、あるいはまた考えさせていただきませうけれども。

それから、3番目の首都圏のメンバーをいれたらどうかということについては、ちょっと事務方と相談させていただいて、できれば福田委員のご提案に沿うように、今からでもメンバーに入らせていただくような方向で、私は個人的には考えさせていただこうと思っておりますので、よろしくをお願いします。

どうぞ、篠崎委員。

○篠崎委員 最近余り言われることは少なくなりましたが、住民の方々の関心を引くために何が必要かと、もう一つ言いますと、都道府県よりも道州が遠くなるのではないかと、いう住民の方々の危惧に対して、いやいや違うんだ、国が道州に近くなるんだというお話があるんですけど、じゃ、近くなったけれど大きくなった道州に、住民の方々の考えをどう道州の中に反映できるのかと。そのところがやっぱり見えにくいのではないかと思えます。

そういう意味で、例えば関西州一千何百万人の人たちの民意がどうやったら道州に反映できるのかと、その大きな枠組みを少し議論をするということも必要です。こうでなければいけないとか、道州の組織等に関して、私は余り細々としたことを決める必要はないということを常々言っていますが、ただ、基礎自治体、そして広域自治体にもこういう形で民意が反映できるという担保があるんだというあたり、やはり遠くなるのではない、より近くなるんだということをもっとわかりやすく提起することではないかなと思っております。

○江口座長 全くおっしゃるとおりで、私もそのことについてはいろいろ、講演のときに説明やなんかをするということは、またそういう質問があるからするわけで、ということはそういうことをやはりちゃんとビジョン懇としても多くの人たち、国民の人たちに理解してもらうように、そういう説明ができるようにしておかなければならないというふうに思っています。

きょうはいろいろありがとうございました。今後につきましては、先ほどいろいろ委員の方々、皆さん方から出て、国の役割が16項目というふうに中間報告では出されているけれども、特にナショナル・ミニマムということですね、医療介護ということになるとおもいますが、そういうようなことを中心にして、国の役割をもう少し確認してみてもどうかというご意見がありましたので、これについては今後の議題としてどう取り上げたいのかということについて考えてみたいと思います。

それから基礎自治体を、これどういうふうに考えていったらいいのか、取り上げていったらいいのか、どういうふうにこの基礎自治体をビジョン懇として考えるのかということについても問題提起をいただいたと思っています。

それから、今までに金子委員も含めてさまざまな、それぞれの委員の方々から工程表についてのご提言をいただいています。これを、今までいろいろな委員の方々から出されている提案を一回ざっくりまとめて、その工程表を見ながらまたそれぞれご意見をいただきながら、道州制基本法の骨子案を作成していくとか、まとめあげていくというようなことで最終報告、来年の3月31日の、そういう内容にしていきたいというような考え方を今持っておるということでございます。これについてはまた、あと1年しかないというふうなお話もありましたけれども、考え方によってはまだ1年もあるということでもありますので、いろいろ議論をいただきながら最終報告をまとめたいというふうに思っています。

まだご意見がおありだと思えますけれども、また次の機会もありますので、予定した時間がまいりましたので本日の議論はここまでとさせていただきたいと思えます。次回につきましてはまた事務方のほうから、事務局のほうからご連絡させていただきたいというふうに思えます。

本日は以上をもちまして道州制ビジョン懇談会を終了させていただきたいと思えます。どうも、さまざまないい意見を出していただきましてありがとうございます。これで終了させていただきます。ありがとうございました。

午後 7時00分閉会